



## 助成率と助成額（除却）

◆以下の地域にある木造住宅の除却（解体）工事が対象です。

### 【緊急対応地区】

<input type="checkbox"/> 向島一丁目～五丁目	<input type="checkbox"/> 京島一丁目～三丁目	<input type="checkbox"/> 本所三丁目
<input type="checkbox"/> 東向島一丁目～六丁目	<input type="checkbox"/> 文花一丁目～三丁目	<input type="checkbox"/> 東駒形二丁目
<input type="checkbox"/> 堤通一丁目及び二丁目	<input type="checkbox"/> 八広一丁目～六丁目	<input type="checkbox"/> 東駒形三丁目
<input type="checkbox"/> 墨田一丁目～五丁目	<input type="checkbox"/> 立花一丁目～六丁目	<input type="checkbox"/> 横川二丁目
<input type="checkbox"/> 押上一丁目～三丁目	<input type="checkbox"/> 東墨田一丁目～三丁目	

### ◆助成額のイメージ

助成種別	除却
助成率	1/2 ※
助成限度額	最大 50万円 ※

※いずれか低い額。千円未満は切り捨て

- ・助成の対象となるのは、木造住宅の除却（解体）工事費です。  
外構（門、塀、植栽、アプローチなど）や残置物・地中埋設物の撤去処分に係る費用等は助成対象外です。
- ※助成対象内・外を確認する必要があるため、工事内訳書（見積書等）はある程度詳細に記載してもらってください。（「解体工事一式：●●円」の一項目のみは×）
- ・建築士に依頼する、耐震性不足証明書類（赤枠内）作成費用も助成対象外です。

### ◆除却助成申請を行う前に必ず行ってもらうこと

#### 事前相談

- ・助成要件や助成金申請の流れを説明します。
- ・申請書類をお渡しします。
- ・耐震性能を判断する専門家（建築士）の紹介をしている団体をご案内します。

### ◆お問合せ方法

- ①墨田区役所9階 不燃・耐震促進課 窓口
- ②電話 03-5608-6269（直通）

### ※注意事項

助成対象確認申請および区の決定前に、除却に係る契約を結ばれている場合や除却工事に着手されている場合は、助成金の交付は出来ません。  
必ず事前相談を行い、助成対象確認申請と区の決定を経てください。

担当：墨田区不燃・耐震促進課 不燃化・耐震化担当  
電話：03-5608-6269